

はじめに

- (1) ユニバーサルデザインとは

第1章 指針策定の趣旨

- (1) 指針の位置づけ
- (2) 指針の性格
- (3) 指針の見直しにかかる背景
- (4) 主な課題
- (5) 見直しの方向性

第2章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての基本的な考え方

- (1) 基本目標
- (2) 基本姿勢
- (3) 持続可能な開発目標(SDGs)の視点を生かした取組の推進

第3章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての方向性と取組

- (1) みんなで取り組むユニバーサルデザイン
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり
- (3) だれもが使いやすい製品・情報・サービスの提供

第4章 ユニバーサルデザイン推進にあたってのさまざまな主体の役割

- (1) 県の役割
- (2) 市町に期待される役割
- (3) 県民に期待される役割
- (4) 事業者期待される役割
- (5) 民間団体に期待される役割

第5章 指針の進捗管理、見直し

【現行指針】

はじめに ～ユニバーサルデザインとは

- ①ユニバーサルデザインとは
- ②バリアフリーとユニバーサルデザイン

第1章 指針の策定の趣旨

- ①指針の策定の趣旨
- ②指針の性格
- ③指針の見直し

第2章 滋賀県の現状

- ①少子高齢化の進展
- ②国際化の進展
- ③人権の尊重
- ④環境共生の時代

第3章 滋賀県が進めるユニバーサルデザイン

- ①基本目標
- ②みんなで取り組むユニバーサルデザインの基本姿勢および視点

第4章 連携と協働による推進

- ①県の役割
- ②市町に期待される役割
- ③県民に期待される役割
- ④事業者期待される役割
- ⑤民間団体に期待される役割

第5章 これから目指す方向

- ①だれもが取り組むユニバーサルデザイン
- ②だれもが暮らしやすいまちづくり
- ③だれもが使いやすいものづくり
- ④だれもが満足できるサービス・情報の提供

はじめに

(1) ユニバーサルデザインとは

- ユニバーサルデザインを一言で説明すると、「すべての人のためのデザイン」を意味します。年齢や性別、体格、障害の有無、能力差、国籍、文化、言語などにかかわらず、できるだけ多くの人に分かりやすく、利用可能であるように、建物(設備)やまち、製品等をデザインすることです。

ユニバーサルデザインの考え方では、「すべての人」に合わせる事が難しい場合には、それぞれの状況に応じた代替りの案を考えるなど、目標に向けてより多くの人々が参加し、より良いものにしていこうという取組の過程そのものや、その姿勢も重要なこととして位置づけられます。

○ユニバーサルデザインの7原則

- | | |
|------------|----------------------|
| 1. 公平性 | だれでも公平に使えること |
| 2. 柔軟性 | 柔軟に使用できること |
| 3. 単純性 | シンプルで直感的にわかること |
| 4. わかりやすさ | 必要な情報が簡単にわかること |
| 5. ミスの許容性 | うっかりミスが危険につながらないこと |
| 6. 省体力 | 少ない力で楽に利用できること |
| 7. スペースの確保 | 利用のための適当な広さ、大きさがあること |

○バリアフリーとの違い

バリアフリー:

日常生活や社会生活の中で様々な障壁(バリア)を取り除いていこうとする考え方。

ユニバーサルデザイン:

バリアフリーの取組をさらに進め、様々な人の特性や違いなどを考慮し、はじめからすべての人を考えに入れて計画し、実施することにより、障壁を作らないという考え方。

【現行指針】

1 ユニバーサルデザインとは

だれもがひとりの人間として尊重され、安心して暮らせる社会の実現は、全ての人の願いです。

このためには、年齢、性別、ことばの理解度、障害や病気のあるなしなどに関わらず、また、大きな荷物を持っている時や子どもを連れている時、妊娠している時、けがをしている時など、どのような状態の時でも、自由に行動でき、快適に生活できる社会であることが大切です。

ユニバーサルデザインとは、こうした社会を実現するために、すべての人が、またどのような状態の時でも利用可能なように、はじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていこうという考え方です。

現実的には「すべての人」に合わせることは難しいかもしれません。しかし、ユニバーサルデザインの考え方には、難しい場合にはそれぞれの状況に応じた代替りの案を考えるなど、目標に向けてより多くの人々が参加し、より良いものにしていこうという取組の過程そのものや、その姿勢も重要なこととして位置づけられています。

2 バリアフリーとユニバーサルデザイン

「ユニバーサルデザイン」と比べられる考え方に「バリアフリー」があります。ユニバーサルデザインもバリアフリーも、だれもが快適で自由に行動できる社会を目指すという目標は共通しています。

バリアフリーは、日常生活や社会生活の中での様々な障壁(バリア)を取り除いていこうという考え方であり、段差解消のためのスロープやエレベーターの設置など、施設の改善をはじめとするいろいろな取組により、これまで行動しづらかった方々の社会参加のために一定の成果を上げています。障壁がある限り、この取組が重要であることに変わりはありません。

ユニバーサルデザインは、バリアフリーの取組をさらに進め、様々な人の特性や違いなどを考慮し、はじめからすべての人を考えに入れて計画し、実施することにより、障壁を作らないという考え方です。

第1章 指針策定の趣旨

1 指針の位置づけ

だれもが住みたいくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年条例42号)第7条の2の規定に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するために、施策の方向やその他必要な事項に関する「指針」として策定する。

2 指針の性格

「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」は、ユニバーサルデザインの考え方を様々な場面で浸透させ、みんなの参加と協働による一体となった取組を主体的に進めるためのもので、次の2つの性格をもっています。

- ① 県においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、事業を実施するにあたっての基本的な考え方や方向性などを示した総合的な取組方針
- ② 市町、県民、事業者、民間団体にあっては、現状や課題、それぞれに期待される役割などについて、県と共通の理解、認識を持ち、連携してユニバーサルデザインの推進に取り組んでいくためのガイドライン

【現行指針】

2 指針の性格

「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」は、ユニバーサルデザインの考え方を様々な場面で浸透させ、みんなの参加と協働による一体となった取組を主体的に進めるためのもので、次の2つの性格をもっています。

- ① 県においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、事業を実施するにあたっての基本的な考え方や方向性などを示した総合的な取組方針
- ② 市町、県民、事業者、民間団体にあっては、現状や課題、それぞれに期待される役割などについて、県と共通の理解、認識を持ち、連携してユニバーサルデザインの推進に取り組んでいくためのガイドライン

3 指針の見直しにかかる背景

(1)これまでの取組

- ・平成6年10月、全国で5番目に「住みよい福祉のまちづくり条例」を制定
- ・平成16年8月、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」として改正
- ・条例に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するために、施策の方向やその他の必要な事項に関する「指針」として、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を策定。
- ・策定(H17.3)から15年が経過

(2)国の取組

- ・平成18年(2006年)、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を組み合わせた、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称「バリアフリー法」)が施行
- ・障害者権利条約の批准(H26)
 - 障害を個人の機能障害と社会的障壁によって作り出されるものと捉え、社会的障壁を取り除くのは社会の責務とする、社会モデルを採用し、障害の有無によって分け隔てられることのないインクルーシブな社会づくりを求める。
 - 「私たち抜きに私たちのことを決めないで(Nothing about us, without us)」
 - 「障害の社会モデル」
- ・障害者差別解消法の施行(H28.4)
 - 不当な差別的取り扱いの禁止
 - 合理的配慮の提供
- ・国のユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2)
 - 「心のバリアフリー」および「ユニバーサルデザインの街づくり」
- ・Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインの作成(H29.3)
- ・バリアフリー法の改正
 - 「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」を基本理念とする
 - 「心のバリアフリー」の考え方を取り入れ

(3)本県のユニバーサルデザイン推進を取り巻く社会的環境の変化

- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(H31.3制定)の施行
 - 障害の社会モデルの考え方を踏まえ、合理的配慮の提供を義務付け
- ・持続可能な地域づくり・まちづくり(SDGsの推進)
 - 国際連合でのSDGsの採択。
 - 平成29年(2017年)1月、滋賀県は全国に先駆け、持続可能な開発目標(SDGs)を県政に取り込むことを宣言。

【現行指針】

<p>1 指針の策定の趣旨</p> <p>これまでは、多くの場合、若くて健康な成人男性を「平均的な人」として設定し、そういう人が利用するとして、建物、製品、サービスや社会システムなどが計画、設計されてきました。しかし、現実の社会には、「平均的な人」ばかりではなく様々な人が生活しています。</p> <p>これからは、様々な人の存在を前提に、その多様な能力を最大限に生かしていけるよう、すべての人が利用可能なようにはじめから考えて計画し、実施するという「ユニバーサルデザイン」の考え方による取組を進めることが求められています。</p> <p>滋賀県では、平成6年10月、全国で5番目に「住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、施設整備や人材育成などの様々な施策を進めてきました。</p> <p>平成16年8月、これまでのバリアフリーの取組に加え、ユニバーサルデザインの考え方により、今まで以上に福祉のまちづくりを推進し、県民だれもが、「住んで良かった、住み続けたい」と思えるような、まただれもに「住んでみたい」と思ってもらえるような滋賀県になるよう、行政、県民、事業者、民間団体が総ぐるみで取り組むという強い決意を込めて、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」として改正を行いました。</p> <p>この条例に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するために、施策の方向やその他の必要な事項に関する「指針」として、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を策定することとしました。</p>
--

4 主な課題

- (1)ユニバーサルデザインの考え方による取組は道半ばであり、未だ社会にはバリアが多く存在する。
- (2)ユニバーサルデザインに接する機会が少なく、まだまだユニバーサルデザインへの理解が広まっていない。
- (3)「障害の社会モデル」「心のバリアフリー」に対する認知・理解が広がっていない。
- (4)合理的配慮を提供しやすくする環境整備が必要。
- (5)新施設でのユニバーサルデザインは一定進む一方、既存施設での対応が課題。
- (6)障害者だけ別の入口・ルートからしか入れない建物や、大きく迂回しなければならない「バリアフリー経路」が見受けられる。
- (7)視聴覚障害者をはじめとする様々な利用者にとって、必要な情報が分かる形で提供されていないことがある。
- (8)災害時においては、必要な情報が提供されなければ、生命の危機につながることもあることから、災害時にいかに情報提供等を行うかが課題となっている。
- (9)各種の申請手続きが分かりにくいなど、行政手続きがユニバーサルデザイン化されていない。

5 見直しの方向性

以下の点に留意し、分かりやすい実効性のある指針とする。

- (1) 国の動向、県の基本構想等を踏まえ、多様な人々の違いを認め合い、誰もがその人らしく活躍できる共生社会の実現に向けた指針とする。
- (2) ユニバーサルデザインへの理解を広め、県民の日常生活をはじめ、経済活動や社会システムなどすべてにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させる。
- (3) 様々な障害特性に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる情報バリアフリーの推進、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」についての県民の理解促進、普及などのソフト面の取組を進め、だれもが暮らしやすいまちづくり、差別のない共生社会づくりを進めていく。
- (4) 障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」の理解促進、「社会的障壁の除去」を進めていく。
- (5) 「気づき」と「学び」を得る環境づくり、「共感」を生む場づくり、相互理解を深めるための多様な人と人とのつながりづくりを進めていく。
- (6) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例により義務付けが強化された合理的配慮の提供を促進するためにも、誰もが円滑に移動できる交通機関や道路、すべての人が快適に利用できる施設の整備、といったハード面のバリアフリー化・環境整備を進めていく。
- (7) これまで以上に企画・設計の段階から当事者意見の反映、さらに、その後の評価といった、すべてのプロセスへの当事者参画を進めていく。
- (8) 誰もが理解しやすく、いつでもどこでも情報を容易に受け取り、利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティの向上、情報提供やコミュニケーション支援の充実等を進めていく。
- (9) 持続可能な開発目標(SDGs)の視点を生かした取組を進めていく。
- (10) 進捗や目標達成状況の評価ができるよう、目標数値や活動指標を設定する。

第2章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての基本的な考え方

滋賀県では、ユニバーサルデザインを県政推進の基本的な考え方の一つとして位置づけ、次のとおり基本目標を定め、この目標を達成するための基本姿勢によって取組を進めます。

1 基本目標

年齢、性別、病気・障害の有無、国籍などにかかわらず、多様な人々の違いを認め合い、一人ひとりが尊重され、互いに支え合い、誰もがその人らしく活躍できる共生社会の実現を目指す。

【現行指針】

滋賀県では、ユニバーサルデザインを県政推進の基本的な考え方の一つとして位置づけ、次のとおり基本目標を定め、この目標を達成するための基本姿勢および視点によって取組を進めます。

1 基本目標

淡海ユニバーサルデザイン行動指針では、次のことを基本目標とします。

すべての人が個人として互いに尊重し合い、
等しく社会に参加し、家庭や地域社会でいきいきと生活できる
ユニバーサルデザイン社会をみんなで実現

(参考) 滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」(2019年度～2030年度)

4. みんなで目指す 2030 年の姿

3 社会

●多様な人々の違いを認め合い、誰もがその人らしく活躍できる共生社会が実現しています。

多様な人々とのコミュニケーションの向上を通じて「心のバリアフリー」が進み、年齢、性別、病気・障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが尊重され、互いに支え合い、その人らしく活躍できる共生社会が実現しています。

地域、職場などあらゆるコミュニティの運営に多様な人々が参画し、知恵や力を出し合うことで、社会の活性化や新たな価値の創造につながっています。

特に、今後急増し、国籍も多様化する外国人住民に対し、教育の充実や暮らしやすい生活環境の整備が進み、住民の交流による多文化共生の地域づくりが広がっています。

2 基本姿勢

- (1) だれもが自分のこととして考え、みんなで取り組む。
- (2) 計画や実施などの各段階で、より多くの人に参加し、障害当事者をはじめとした様々な人が意見を出し合い、相互理解、共創の考え方にに基づき作り上げていく過程や姿勢を重視する。(はじめからの発想)
- (3) 完成後も、障害当事者をはじめとした様々な人による評価を行い、だれもがより利用しやすいものを目指して、絶えず必要な改良を続けていくという継続性を大切にする。(終わりのなき取組)
- (4) だれにとっても使い方がわかりやすい、利用しやすい、手に入れやすい、安全で、快適に利用できるようにする。
- (5) 県民、事業者、民間団体、市町、県の連携と協働による取組を推進する。
- (6) ユニバーサルデザインを県政推進の基本的な考え方の一つとして位置づける。

【現行指針】

ユニバーサルデザイン社会は、だれもが幸せになれる社会、喜び合える社会であるとも言えます。このような社会を実現するためには、人々が持つ様々な特性や違いを理解し、認め合うこと、相手を思いやり、互いに尊重し合うことが基本となります。また、「援助する側」と「援助される側」といった固定的、一方通行的な考え方ではなく、それぞれが自己の可能性を活かし、主体的に社会に関わっていくことが必要です。

こうしたことを踏まえて、滋賀県では、だれもが自分のこととして考え、「みんなで取り組む」ことを前提として、次の基本姿勢および視点により、基本目標の達成に向けて、ユニバーサルデザインの考え方に基づく取組を進めます。

(1) みんなで取り組むユニバーサルデザインの基本姿勢

ユニバーサルデザインの考え方の基本となるのは、様々な人の利用や、その使いやすさなどについて、「はじめから」考えて計画、実施することです。また、結果はもちろん大切ですが、それと同様に、結果に至るまでの過程、その結果を維持、継続する過程、さらに良いものに改良していく過程での取組そのものも大切にしています。

このため、滋賀県では“「はじめから」の発想”および“「終わりのなき」取組”を基本姿勢として、ユニバーサルデザインの推進を図ることとします。

ア 「はじめから」の発想

ユニバーサルデザインは、事後対応ではなく、「はじめから」考えて、すべての人が生活、活動しやすい環境づくりを行うものです。

事業を実施するときに、「はじめから」すべての人の利用を想定することにより、高齢者用、障害者用などと利用者を限定するのではなく、さりげなく様々な人が使いやすいものとするを可能とします。

また、将来にわたりどのように利用されるか想定して取り組むことにより、環境負荷を低減させることができ、将来にわたって持続可能な社会を次世代へと引き継いでいけることとなります。

こうしたことから、次の二点を念頭において“「はじめから」の発想”をユニバーサルデザインの推進の基本姿勢に掲げました。

(ア) すべての人の利用を想定

これまでは、健康で若く活動的な男性を主な利用者として多くのものが作られてきました。これからは、ユニバーサルデザインの考え方により、高齢者や障害者だけでなく、子ども、外国人、妊婦、大きな荷物を持っている人、乳幼児を連れている人、けがをしている人、病気の人など、様々な人の利用を「はじめから」想定して計画、実施していくことが重要です。

【現行指針】

(イ) 環境との共生

私たちはこれまで、便利で豊かな生活を手に入れる代償として、地球環境に大きな負荷を与えてきました。

これからは、私たち一人ひとりが環境に対する責任意識を持ち、環境に配慮した行動を行い、だれもが自然に環境改善に取り組めるような社会を目指していかなくてはなりません。「はじめから」考えることによって、たとえば施設の余計な改築を避けることができ、廃棄物の減量や省資源化を図り、改修に要する費用そのものも減らすといったように、未来を見通した環境配慮をし、より良い環境を遺していくことになります。

イ 「終わりなき」取組

ユニバーサルデザインは、はじめから、すべての人が利用可能なように計画、実施するという考え方ですが、そのためにはどのような方策が考えられるのか、それが困難な場合にはどのような代替りの案が考えられるのかなど、目標に向けてより多くの人が参画し、様々な意見を聴きながらより良いものにしていくという過程やその姿勢が重要です。

また、できあがってしまえばそれで終わりというものではありません。作り上げたものの機能を低下させないよう維持し、さらに改良できないか絶えず考えることが重要です。

このため、次の二点を念頭において“「終わりなき」取組”をユニバーサルデザインの推進の基本姿勢に掲げました。

(ア) 過程と継続の重視

ユニバーサルデザインは、すべての人にとって、より良いものに変えていくという考え方です。

例えば、建物や製品が完成したときは素晴らしいものであっても、技術革新や利用者のニーズの多様化によって、あるいは時間の経過とともに、使いにくく感じられることがあります。また、利用者のニーズは人によって様々なので、すべての人を満足させることも困難です。

こうしたことから、一人でも多くの人のニーズに応えられるよう、常に改良し続ける姿勢が重要です。

このため、事業などを企画、立案し(Plan)、それを実行し(Do)、実行状況を点検、検証し(Check)、その結果により見直し、改善する(Action)ことを継続するという、いわゆる「PDCA サイクル」の考え方にに基づき、とどまることなくより良いものを目指していくことが必要です。

(イ) 参加と協働による推進

ユニバーサルデザインは、「はじめから」発想し、「すべての人」が利用可能なように計画、実施しようとする考え方であることから、計画や実施などの各段階で、様々な人の意見を聴き、ともに考え、作り上げていく過程やその姿勢が重要です。

【現行指針】

(2) みんなで取り組むユニバーサルデザインの視点

ユニバーサルデザインは、すべての人を対象としています。しかし、人は様々な特性や違いを持っていますし、健康状態や成長過程での身体能力や知的能力の変化、大きな荷物を持っているときや子どもを連れているとき、天候などの状況の変化によっても、不便さや不自由さを感じることがあります。

こうしたことを考慮して、使う人を限定するのではなく、だれもが利用できるようにすることを基本としながらも、それが難しい場合には、できる限り広く対応できるような解決策をみんなで考えていく必要があります。この考え方を様々な取組に反映させていくために、気を配らなければならない事柄について、次の三つの視点にまとめました。

ア だれにとっても簡単

建物や製品などのいわゆるハードだけでなく、情報やサービスといったソフトを含め、社会のあらゆる「もの」が、使う人の経験や知識などに関わらず、使い方がわかりやすい、利用しやすい、手に入れやすいことが重要です。

このため、ユニバーサルデザインを推進する視点の一つに「だれにとっても簡単」を掲げました。

イ だれにとっても安全

人は、いくら注意をしていても、ついうっかりしたり、意図しない動作や間違った操作をしてしまうことがあります。そのようなことにつながらないよう、またそのような場合であっても大きな事故等にならないよう、はじめから安全策をとっておくことが大切です。

また、廃棄物問題、焼却に伴うダイオキシン問題や水質汚染、地球温暖化問題など、環境に対する安全性なども重要な視点です。

さらに、災害や事故発生時においては、だれもが的確に行動し、安全を確保できるよう配慮する必要があります。

こうしたことから、ユニバーサルデザインを推進する視点の一つに「だれにとっても安全」を掲げました。

ウ だれにとっても快適

施設やサービスなどの利用にあたっては、できるだけ楽な姿勢や、十分なスペースでといった、心理的、身体的負担をできるだけ感じさせないことが重要です。負担感から利用がためられ、利用されないということは、利用できないことと同じことになってしまいます。

このため、生活の質(Quality Of Life)の向上が問われる現代にあっては、単に利用可能であるということにとどまらず、快適に利用できることが重要です。

こうしたことから、ユニバーサルデザインを推進する視点の一つに「だれにとっても快適」を掲げました。

3 持続可能な開発目標(SDGs)の視点を生かした取組の推進

平成29年(2017年)1月、滋賀県は全国に先駆け、持続可能な開発目標(SDGs)を県政に取り込むことを宣言しました

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27年(2015年)9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、先進国を含めた国際社会が2030年までに取り組むべき17の目標です。

ユニバーサルデザイン推進にかかる取組は、SDGsの17の目標のうち、以下に掲げる目標が主に関係しています。

- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



3章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての方向性と取組

1 みんなで取り組むユニバーサルデザイン

【重点的に進めていく取組】

(1)ユニバーサルデザインの理解促進

- ・心のバリアフリーの推進
- ・ユニバーサルデザインの取組の好事例の周知。
- ・外見からだけでは分からない障害への配慮促進

(2)学びの場づくり、ひとづくり

- ・学校、地域や職場等で、ユニバーサルデザイン、「障害の社会モデル」について学び、考える機会の充実。
- ・県・市町の行政職員、教職員へのユニバーサルデザイン、「障害の社会モデル」の研修の実施。

【目標指標 例】

- ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合
- 「障害の社会モデル」の意味を知っている県民の割合

【現行指針】

第5章 これから目指す方向

1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン

住み慣れた地域で安心して生活を営むために何より大事なことは、一人ひとりが尊重され、互いを思いやる心を持つことです。

そのためには、「すべての人のため」を目指すユニバーサルデザインの考え方が広く理解されるとともに、ユニバーサルデザインの推進を中心になって担う人材の育成を進めることが大切です。

(1) 継続的な理解促進

- ① ユニバーサルデザインに関する情報や製品などに触れる機会を増やし、様々な手段、いろいろな場を活用して、ユニバーサルデザインへの理解を広めます。
- ② 様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みを検討し、「PDCAサイクル」(企画、立案し(Plan)→それを実行し(Do)→実行状況を点検、検証し(Check)→その結果により見直し、改善する(Action)ことを継続する)により、常に改良を続けていくという取組に努めます。

(2) 学びの場づくり、ひとづくり

- ① ノーマライゼーションの理念やユニバーサルデザインの考え方について、子どものときから生涯を通じて、学校や地域、職場等での学習する環境づくりを進めます。
また、施設の設置者、施設の整備に携わる事業者、製造事業者、交通事業者など様々な人を対象に、ユニバーサルデザインの意識づくりを広げます。
- ② 地域や職場などで、ユニバーサルデザインを推進するリーダーや、NPO をはじめとする民間団体やボランティアなどの育成や活動に参画します。

2 ユニバーサルデザインのまちづくり

【重点的に進めていく取組】

(1) 利用しやすい施設

- ・当事者参画、当事者評価の仕組み
これまで以上に企画・設計の段階から当事者意見の反映、さらに、その後の評価といった、すべてのプロセスへの当事者参画を進めていく。
- ・学校、公営住宅等公共施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進

(2) 移動しやすいまち

- ・すべての人が安心して利用できる人にやさしい道づくりの推進
- ・公共施設や公共交通機関における、移動のしやすさやトイレの利用のしやすさ、施設のユニバーサルデザイン化などの整備・充実

(3) まちづくり全般

- ・災害時の避難所となる施設(学校教育施設や公民館、公園施設など)のユニバーサルデザイン化の推進
- ・本県を訪れる観光客などにとって、安全・快適に観光・滞在できるまちづくりの推進
- ・バリアフリー基本構想の策定推進
- ・市町都市計画マスタープランにおけるユニバーサルデザインの考え方の反映

【目標指標 例】

- ユニバーサルデザイン、バリアフリーが進んだと感じている県民の割合

【現行指針】

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

生活を営むうえで、行動範囲が広がっていくことは、こころ豊かな生活につながっていきます。あらゆる場面でだれもが自らの意思で自由に行動でき、快適に生活するためには、利用者の視点に立った生活環境の整備や、その機能を維持していくことが必要です。

(1) 利用しやすい施設

- ① 多くの人が利用する施設の整備にあたっては、計画段階から利用者のニーズ把握や意見交換を行い、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、だれもがより利用しやすい施設となるよう当初から検討します。
- ② 施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、設置者や施設の整備に携わる事業者などに対する意識啓発を行い、施設の機能を維持し、さらに利用しやすい施設に改良していきます。
- ③ 「ひと中心のまちづくり」を目指し、安全、安心で安らぎのあるまちづくりの実現に向けて、また、みんなが憩える空間やそこに至る経路も含めたユニバーサルデザインの導入を進め、まち全体の連続的、一体的な施設整備などを行っていきます。

(2) 移動しやすいまち

- ① 「交通バリアフリー法」や「ハートビル法」、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」などに定める基準への適合を促進し、個々の施設整備にとどまらず、だれもが安全で快適に移動できる線的、面的基盤の整備を推進します。
- ② 国、県、市町等の道路管理者および交通事業者は一層連携して、円滑に移動ができるようにするとともに、人や自転車を主体においた交通ネットワークの形成を図ります。
- ③ 様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みづくりを検討し、だれもが気軽に外出できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域の公共交通、休憩できる場所、公衆トイレ、信号機等の整備を計画的に進めます。また、案内標識や案内表示についても、だれもが簡単に理解できる表示方法や色彩、設置場所などに配慮して整備するよう努めます。

(3) 快適に過ごせる住まい

- ① 「住まい」のユニバーサルデザイン化に関する情報を積極的に提供するとともに、住民に身近な相談窓口が有効に活用されるように努めます。また、住宅のつくり手などには、ユニバーサルデザインの意識を啓発したり知識を広めます。
- ② ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた住宅や住環境について、産・学・官で連携して検討を行い、その成果を活かした住宅整備等を進め、併せて、情報発信に努めます。
- ③ 公共賃貸住宅(公営住宅等)のユニバーサルデザイン化を率先して推進します。また、建築資金の融資や補助等の支援により、住宅やその敷地のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、優良な賃貸住宅の整備を図ります。

3 だれもが使いやすい製品・情報・サービスの提供

【重点的に進めていく取組】

(1)だれもが使いやすい製品の利用促進

- ・ユニバーサルデザインに関する情報や製品などに触れる機会を増やす。
- ・事業者のユニバーサルデザイン製品の開発意欲の高揚に向け、優良事例の周知。

(2)情報アクセシビリティ、情報提供のユニバーサルデザイン化の推進

- ・広報誌、印刷物やホームページ等での情報アクセシビリティの向上

(3)サービス提供における合理的配慮の推進

(4)行政手続におけるユニバーサルデザインの推進

(5)イベント、大会等でのユニバーサルデザインの推進

【目標指標 例】

- 「合理的配慮」の意味を知っている県民の割合

【現行指針】

3 だれもが使いやすいものづくり

私たちの身の回りには、様々な「もの(=製品)」が存在しています。現在の社会では、ものを使用せずに日常生活を送ることはできません。しかし、ふだん何気なく使用しているものの中には、使い勝手が悪かったり、使い方が複雑であったりといった、利用者が不都合を感じるものも少なくありません。

これからは、利用者の視点に立った、だれもが使いやすいユニバーサルデザイン製品の開発や、その普及を進めていく必要があります。

(1) 製品開発

- ① ユニバーサルデザイン製品は、今後、需要の増加と多様化、市場規模の拡大が考えられます。利用者の意向を反映し、身体的な特性や障害に関わりなく、だれもが使いやすい「ものづくり」をめざす研究機関や事業者等の取組を促し、開発と普及に努めます。
- ② 産・学・官の交流および企業の異業種間交流を進めます。
- ③ 個々の利用者の状態や生活環境に対応した福祉用具等を開発します。

(2) 製品の利用促進

- ① ユニバーサルデザイン製品についての情報を広く提供していきます。
- ② 率先してユニバーサルデザイン製品の購入、利用に努め、事業者によるユニバーサルデザイン製品の供給を促します。

4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

住み慣れた地域社会でいきいきと生活できるユニバーサルデザイン社会を実現させるためには、必要な情報がいつでも、どこでも、簡単に手に入るとともに、だれでも気持ちよくもてなされてサービスが利用できることが大切です。特に、日常生活に密着した行政情報や、それらを伝える手段は、だれにでもわかりやすく、受け手にやさしい提供が望まれます。

(1) 「もてなし」の心のこもったサービスの提供

- ① 施設等に不十分なことがあれば適切なお手伝いで補うといった、「もてなし」の心で対応します。職員は顧客満足の意識をもち、積極的に利用者の声を聴いて、ニーズに的確に応えたサービスの提供を図り、現場に反映させていきます。
- ② 利用者の特性や違いに対応したコミュニケーション手段を取り、また、他の部署や機関と連携しながら、多様できめ細かなサービスの提供に努めます。
- ③ 行政、事業者側における積極的な情報公開、情報提供を進めます。

(2) わかりやすい情報の提供

- ① 利用者から求められている情報の把握に努め、様々な媒体を利用して、表現や表示を工夫したわかりやすい情報提供、情報の信頼性の向上を進めます。
- ② IT を活用した情報提供を進めるなど、様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備を進めます。
- ③ 非常災害時に、高齢者や障害者、外国人など、だれもが的確に行動し、安全を確保できるように配慮した防災情報の提供、防災訓練の実施や参加の促進をはじめとした防災体制の整備に努めます。

第4章 ユニバーサルデザイン推進にあたってのさまざまな主体の役割

- (1) 県、市町、県民、事業者、民間団体などが自らの役割を認識することが重要。
- (2) お互いに、連携、協働して、主体的、積極的に取り組むことが重要。

1 県の役割

- (1) 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」による、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策の推進。
- (2) 施策の推進にあたっての、当事者や利用者などの意見の反映。
- (3) 国、市町、県民、事業者、民間団体などへの、ユニバーサルデザインの推進についての働きかけ。
- (4) 市町、県民、事業者、民間団体などへの意識啓発、情報提供の充実。
- (5) 職員へのユニバーサルデザインの考え方の浸透。
- (6) ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ取組の推進。
- (7) 県内における、ユニバーサルデザインの推進にかかる好事例の収集、周知。
- (8) ユニバーサルデザインの推進に積極的に取り組む団体との協働の推進。

【現行指針】

第4章 連携と協働による推進

前文	
	ユニバーサルデザイン社会を実現するためには、県民の日常生活をはじめ、経済活動や社会システムなどすべてにおいて、ユニバーサルデザインの考え方が浸透し、様々な営みに反映される必要があります。 この考え方は、結果だけでなく、目標に向かってより多くの人に参加し、できる限り良いものにしていこうとする過程や、その姿勢が重視されています。また、完成後も評価を行い、絶えず必要な改良を続けていくという継続性も大切です。 ユニバーサルデザインの取組を進めていくにあたっては、常にこれらのことを念頭に置き、 <u>県、市町、県民、事業者、民間団体などが自らの役割を認識したうえで、互いに連携、協働して、主体的、積極的に取り組み、県全体のこととして広げていくことが重要です。</u>

【現行指針】

1 県の役割	
	県は、「 <u>だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例</u> 」を基本に福祉のまちづくりに取り組むほか、 <u>ユニバーサルデザインの考え方に</u> 基づき、より広い施策について、各組織が連携して、率先して取組を進めます。 推進にあたっては、市町、県民、事業者、民間団体の理解と主体的な活動が欠かせないことから、様々な普及活動や取組を行うと同時に、 <u>意見、情報の交換の機会を</u> 設けてより多くの方々の意見を反映させていきます。 また、調査、研究などにより情報収集を行うとともに、広報やインターネットの活用、フォーラムの開催などを通じて、県民への情報提供に努めます。 さらに、学校教育をはじめとした様々な学習の場を通じて、 <u>ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ機会を</u> 設けるとともに、研修会の開催などにより、様々な業種や職種の方を対象とする意識啓発に努めます。 国に対しては、様々な面からのユニバーサルデザインの推進について働きかけます。 取組の進捗については、「しがベンチマーク」や「施策評価」等を活用し、進行管理と評価を行います。

2 市町に期待される役割

- (1) ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策の推進。
- (2) 施策の推進にあたっての、当事者や利用者などの意見の反映。
- (3) 国、県、住民、事業者、民間団体などへの、ユニバーサルデザインの推進についての働きかけ。
- (4) 住民、事業者、民間団体などへの意識啓発、情報提供の充実。
- (5) 職員へのユニバーサルデザインの考え方の浸透。
- (6) ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ取組の推進。

3 県民に期待される役割

- (1) 県民一人ひとりが、年齢、性別、病気・障害の有無、国籍などにかかわらず、お互いの個性や違いを理解し、認め合い、尊重され、お互いに支え合う。
- (2) ユニバーサルデザインの考え方についての理解を深める。
- (3) 身近でできることから主体的に取り組む。
- (4) ユニバーサルデザインを推進する NPO 法人などの民間団体の活動やボランティア活動に参加する。
- (5) 行政や事業者などに対して、問題点や改善点について建設的な意見・提案を積極的に言い、取組を評価する。

【現行指針】

2 市町に期待される役割	
	市町は、住民の積極的な参画を得て、ユニバーサルデザインの考え方や、この指針の趣旨および内容を踏まえ、国や県、事業者、民間団体などと連携しながら、主体的、積極的にまちづくり、教育、交通などの様々な分野において施策を展開することが期待されます。 施策の推進にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、ユニバーサルデザインの推進に関する指針や、「交通バリアフリー法」に基づく基本構想をはじめ、まちづくりに関する基本計画を策定することなどが期待されます。 また、住民にいろいろな機会や手段を通じて啓発を図ることや、学校教育をはじめとした様々な学習の場において理解を深める場を設けることなど、だれもがユニバーサルデザインについて知り、学ぶ機会を提供することが期待されます。

【現行指針】

3 県民に期待される役割	
	ユニバーサルデザインの推進にあたって何より大切なことは、 <u>県民一人ひとりが、お互いの個性や違いを理解し尊重する意識、思いやりの心を持つこと</u> です。このため、子どものときから、それぞれの家庭や地域において、いつも相手の立場に立って考える気持ちを育てることが必要です。 こうした心を持つことによって、高齢者や障害者等の行動の妨げとなることを行わないことはもとより、困っている人に積極的に手を差し伸べることなどを当然のこととして行うようになることが期待されます。 また、効果的に推進するには、 <u>県民がユニバーサルデザインの考え方に対する理解を深め、行政や事業者、民間団体などが行う推進の取組に協力すること、行政や事業者、民間団体などに対して、問題点や改善点について積極的に意見、提言を行うことや、取組を評価、支持することが重要</u> です。 このため、 <u>県民一人ひとりが自ら、施設、製品、サービスなどの使いやすさを点検することにより、暮らしの中にユニバーサルデザインの視点を取り入れ、身近なことから主体的に行動していく</u> ことが期待されます。 また、 <u>ユニバーサルデザインを推進する NPO やボランティア活動に参加することなど、積極的に活動の輪を広げていく</u> ことが期待されます。

4 事業者に期待される役割

- (1) 多様な利用者のニーズを踏まえた施設整備、製品開発、情報・サービスの提供などに積極的に取り組む。
- (2) 事業所内での普及啓発、人材育成等に積極的に取り組む。
- (3) 事業活動にあたって、企画立案の段階から、またできあがった後も、できるだけ多くの利用者から意見を聴き、反映させるという仕組みづくりを進める。
- (4) 利用者、他の事業者、民間団体、大学、行政などと交流、連携して、民間における推進活動の中心的な役割を担う。

5 民間団体に期待される役割

- (1) ユニバーサルデザインの普及、行政や事業者、他の民間団体などとの連携、ネットワーク化など、ユニバーサルデザインを推進するため積極的に活動する。
- (2) 行政や事業者などに対して、問題点や改善点について建設的な意見・提案を積極的に行い、取組を評価する。

【現行指針】

4 事業者に期待される役割
<p>事業者は、<u>利用者の視点に立った、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備、製品開発、サービスの提供などに積極的に取り組むことが期待されます。</u>そのためには、<u>事業所内、業界内でのユニバーサルデザインの考え方の普及啓発、リーダーの育成など、考え方の浸透と具体的な取組を進めることも期待されます。</u></p> <p>事業にあたっては、<u>企画立案の段階から、またできあがった後も、できるだけ多くの利用者から意見を聴き、反映させるという仕組みづくりを進めることが期待されます。</u></p> <p>さらに、<u>利用者、他の事業者、民間団体、大学、行政などと交流、連携して、ユニバーサルデザイン推進に関する民間活動の中心的な役割を果たしていくことが期待されます。</u></p>

【現行指針】

5 民間団体に期待される役割
<p>様々な分野で市民が自発的に社会貢献活動などを行う NPO などの民間団体は、<u>県民のニーズが多様化、高度化する現在において、ユニバーサルデザイン社会を支える重要な担い手です。</u>民間団体には、<u>ユニバーサルデザインの普及、行政や事業者、他の民間団体などとの連携、ネットワーク化など、ユニバーサルデザインを推進するためのより積極的な活動が期待されます。</u></p> <p>また、<u>民間団体の立場から、行政や事業者などの取組に対して積極的に協力すること、よりよい取組への提案を行うこと、また自ら実践することが期待されます。</u></p>

第5章 指針の進捗管理、見直し

- 取組の方向性の推進状況については、主要な指標の推移とともに関係する施策の実施状況を把握し、施策の改善・見直しを継続的に行います。
また、ユニバーサルデザインを取り巻く社会情勢の変化や、国の動向等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

【現行指針】

3 指針の見直し

ユニバーサルデザインに関する技術革新や施策の実施状況、社会情勢などを踏まえながら、必要に応じて行動指針の見直しを行います。